

平成31年4月12日

広島県知事 湯崎英彦 様

北広島町長 箕野博司



(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に係る環境影響評価方法書に対する町意見

本町は、再生可能エネルギー全般について、平成29年3月に北広島町環境基本計画を策定し、推進しております。また「芸北せどやま再生事業」や「薪活」など、独自の具体的な取り組みが官民連携により実施されており、地球温暖化の防止や地球環境の保全の面で自然の力を利用するエネルギーの重要性については、町民や町内事業者の理解が得られていると認識しております。

風力発電事業についても、その意義や必要性については十分理解しているところですが、内陸での大型施設建設は、事業自体が生活環境や生態系に重大な影響を与えるため、環境アセスメントの手続きには慎重を期す必要があり、適切に推進されるべきものです。

事業地は、保安林、鳥獣保護区、国定公園、自然環境保全地域など、自然保護上重要な区域を含み、隣接しています。また、事業地に近い八幡湿原は「21世紀に残したい日本の自然100選（森林文化協会1982）」に加え、「にほんの里100選（朝日新聞社2009）」、「生物多様性保全上重要な里地里山（環境省2016）」に選定されており、湿原が属する八幡地区は自然環境や昔ながらの田園景観を観光資源として生業が営まれている地域です。

当該事業は、先人から守り続けてきた「かけがえのない自然環境」を失い、「愛される眺望景観」を失い、近隣住民の「穏やかな生活環境」を失う等、多大な影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、適切な調査に基づいて予測を行うと同時に、地元の理解が不可欠です。このことは平成31年4月1日の国会において風力発電施設の建設に言及し、世耕弘成経産相が「地域無視の事業推進は地元理解が得られているとは言えない」と述べているとおりであり、地球温暖化は取り組むべき課題ですが、この場所に風力発電施設を建設する必然性を説明するものではありません。

上記の基本的な考えを踏まえ、次のとおり意見を提出します。

記

別紙資料に「当該事業計画段階配慮書に対する経済産業大臣意見（平成30年10月1日）」への当該事業者の対応状況をまとめました。その結果、総論について適切な対応は5項目中3項目、各論では6項目中1.5項目でした。環境への影響を評価するためには、適切な調査を実施することが不可欠です。

平成30年12月に提出された環境影響評価方法書は大臣意見に対する適切な措置が十分講じられていない部分が見受けられます。また、土地の地権者を含め、地域住民からは、事業を認めない旨の意見が町に寄せられており、「事業性配慮」段階での絞り込みが不十分であることが認められます。

以上のことを踏まえ、このたび提出された環境評価方法書による環境アセスメントを確実にすすめることはもちろん、不十分と認められる調査、予測、および評価については、適切な調査方法、予測、および評価について調査開始前までに公表し、地域住民に十分な説明と理解が得られるよう措置を講じてください。また、適切な措置の検討内容については経緯を含め、環境影響評価準備書に記載してください。

1. 総論

下記4項目及び各論を踏まえ、経済産業大臣意見に従った方法で調査、予測、および評価を行うこと。

- ・環境影響評価のための調査方法の策定について、地域住民、関係する地方自治体、専門家等に意見を求めること。
- ・方法書に記載された動植物及び景観等への影響の評価に関して、北広島町生物多様性審議会の意見を求めること。
- ・調査方法について、住民等の理解が得られるよう、関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- ・送電計画を明示し、送電施設設置に対する環境影響評価手法を示すこと。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

- ・事業地周辺は騒音に係る苦情の発生数が極めて少ないところである。これは工場や自動車など少ないことが背景にある。そのため事業地に近い周辺住民は騒音の発生に対しての耐性が低いことが予測される。騒音については極めて慎重に評価する必要がある。
- ・発電機の規模に応じた騒音レベルを既存の資料から予測するとともに、他事業者による風力発電所と合わせた累積的な影響を加味して、影響が及ぶ範囲を予測すること。
- ・季節的な変化や気象による騒音レベルの変化を予測すること。
- ・影響が及ぶおそれがある近隣集落の住民が自宅での騒音レベルが予測できるよう、また眺望点や散策道等における騒音レベルについても予測値を具体的な数字で示すこと。
- ・超低周波音について、本計画と同規模の発電施設による実際の苦情事例等についての情報を収集し、症例、対応などについて住民に説明すること。

(2) 水環境に対する影響

- ・対象事業実施区域（風力発電機設置対象外）には本坪川、柴木川が含まれる。また、湿原の後背地は花崗岩や凝灰岩であり、小規模湿地は山体からの貧栄養な湧水によって涵養されている。当該事業地は山頂部分に設定されているため、単純に地形から見た集水域にかかわらず、山体への浸透を考慮し、本坪川、木束原川、新川溜池、及び柴木川を追加するとともに、地下水動態の予測をすること。

(3) 鳥類に対する影響、植物及び生態系に対する影響

- ・事業地に近い国定公園第1種特別地域は、面積が極めて小さい特別地域であるため、環境の変化による生態系の消失や、域内への外来種侵入など、周辺環境の改変に対して脆弱であることが容易に想定できる。第1種特別地域に隣接（近接）する事業は避けること。
- ・第2種及び第3種特別地域についても、イヌワシ、クマタカ、ツキノワグマなど広範囲を利用する動物にとって個体群間での遺伝子交流を減少させる恐れがあるため、回廊としての連続性の面からも評価すること。
- ・中国山地の花崗岩帯において湧水によって涵養される貧栄養湿地の創出・再生は、岡山県などを中心に実施されているが、人間による管理を離れて、湿地が保全・再生された事例は未だ無い。適切な環境保全措置は現時点では、集水域を含む範囲での工

事を回避すること以外に実現可能な技術は存在しないため、湿地の存在が認められた時には、湿地やその集水域における工事を回避すること。

(4) 景観に対する影響・人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

- ・方法書では、主要な眺望点に冠山、二川キャンプ場、聖湖キャンプ場が含まれていないが極めて重要な観光資源である。

- ・広島県によると、西中国山地国定公園の第1種特別地域である大佐山山頂部の自然環境は「ススキと笹の草原で覆われ、日本海や西中国山地の眺望がある。」とされている。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/j-j1-recnew-shisetsu-kohyou-nisityuugoku-oosa--kohyou.html>

評価に使用するフォトモンタージュ等による解析にあたっては、限定した眺望方向や、現在の森林状況だけではなく、国定公園としての景観が評価できるよう、景観情報技術等により客観的な解析および評価をすること。

- ・八幡大歳神社社叢は、八幡盆地を形成する周辺の田園景観と一体となった姿に重要な価値があり、写真コンテストやカレンダー写真の材料となるなど、町民をはじめ八幡地区を訪ねる観光客やカメラマンの目的地の一つとなっている。天然記念物背景の景観については極めて慎重に評価する必要があるため、北広島町文化財保護審議会に意見を求めること。

- ・観光資源としての景観に加え、生活環境としての景観についても評価すること。

- ・八幡地区には周囲に高層建築物が無く、視野も広いため、見込角はより小さいものであっても視認されやすいと予測される。八幡地区からは「弥畝山の施設が気になる」という声が上がっているように、スカイラインを切断する構造物がすでに存在する。八幡地区における風車の見え方については、上記既存の風車の垂直見込角よりも小さくし、最大限小さい垂直見込角を採用するとともに、地域住民に十分な説明をしながら検討すること。景観においても累積的な影響を考慮すること。

- ・当該地の景観に及ぼす影響を軽減する措置として、風車の色彩について検討すること。

- ・国定公園や散策道においては風致景観に及ぼす影響の予測及び軽減措置、代替手法の比較等について十分な調査を実施すること。

風致は必ずしも可視的なもの、永続的なものに限られない。清浄な大気、野鳥の華

麗な鳴き声などもまた、風致の構成要素である。よって、風車の音については、国定公園や散策道への影響を十分調査し、回避すること。

(5) その他

- ・環境への負荷を最大限に回避・低減を行い、環境影響を回避又は十分な低減ができない場合には、事業地の再検討を行うなど、当該地域での事業の廃止も含めて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

- ・供用終了後の施設の撤去と跡地の整理について、どのように考えているか。また、撤去・更新する場合、工事の方法や金銭的な担保をどうするか。これらについて明示すること。

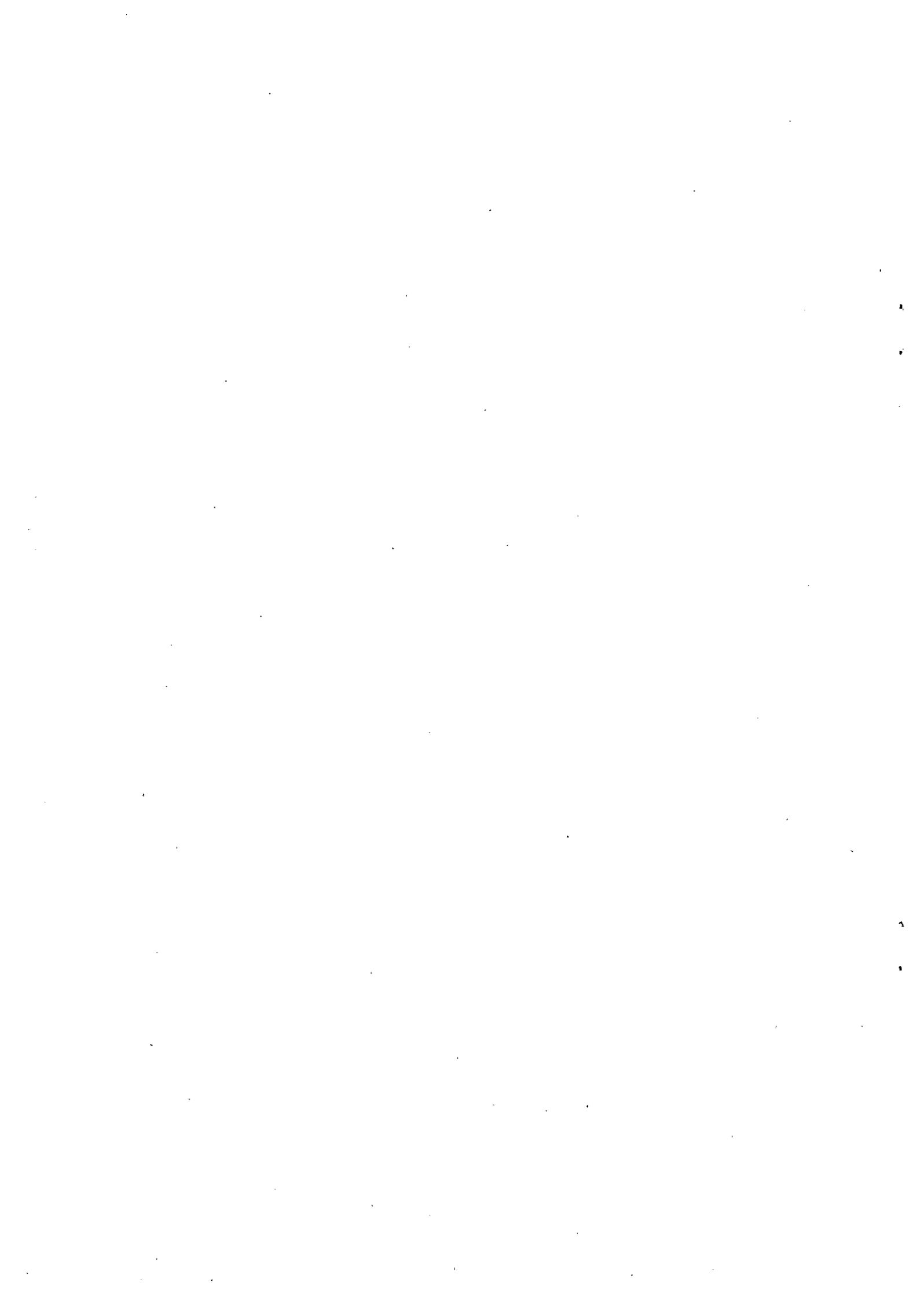
- ・今後、野生生物保護区等の各種法令に基づく保護措置が講じられた場合、事業対象区域から除外するよう努めるとともに、当地を知る専門家等の意見に従い、追加で当該区域を対象にした必要な調査を実施すること。

- ・北広島町が策定している「北広島町環境基本条例／北広島町環境基本計画」、「生物多様性の保全に関する条例／生物多様性きたひろ戦略」、「北広島町サイン計画」との整合性について示すこと。

以上の検討の経緯及び内容について、調査開始前までに公表し、地域住民に十分な説明と理解が得られるよう措置を講じること。措置の検討内容については経緯を含め、環境影響評価準備書に記載すること。

またインターネットによる図書の公表及び印刷を、法に基づく縦覧期間終了後も継続して実施し、利便性の向上及び情報提供を行うこと。

以上



『株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に係る計画段階配慮書」に対する経済産業大臣意見(平成30年10月1日)』への同社対応状況

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定【評価：×】

「保安林等について関係機関と協議・調整した上で」とあるが、協議・調整が無いままに事業実施区域が追加されている。

(2) 累積的な影響【評価：○】

累積的な影響について予測及び評価を行うことが計画されている。

(3) 事業計画の見直し【評価：○】

事業の実施による重大な影響等を回避または十分に低減できない場合は、事業計画の見直しを行うことが示されている。

(4) 環境保全措置の検討【評価：○】

環境保全措置の検討に当たっては、回避・低減を優先的に検討することが明示されている。

(5) 関係機関等との連携及び住民への説明【評価：×】

意見では「地方公共団体の意見を十分勘案」することが求められているが、北広島町については、意見聴取の機会はなく、方法書の作成にあたっては、浜田市、北広島町の意見は全く触れられていない。また、「住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと」とあるが、方法書の作成までに住民説明会等は一度も開催されておらず、説明が無いままに評価手続きが進められている。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響【評価：△】

騒音の影響については、環境省のマニュアルに基づく対応が示されている一方で、最新データからの音響予測や疫学分野の研究から明らかになっている知見については全く言及されていない。

(2) 風車の影に係る環境影響【評価：○】

調査、予測及び評価を行い、影響を回避または極力低減することが明示されている。

(3) 鳥類に対する影響【評価：×】

当地の状況を知る専門家等としては、町立高原の自然館、および民間の研究機関「西中国山地自然史研究会」があり、継続調査を実施している。適切な調査、予測のための方法を選定するにあたり、これら機関が最も適切と考えられるが、方法の選定にあたっては、事業者からこれら団体への意見聴取等は行われていない。

(4) 植物及び生態系に対する影響【評価：×】

「鳥類に対する影響」の項目と同様。

(5) 景観に対する影響【評価：×】

方法書には、事業による影響を回避又は極力低減することが明示されている。一方で大臣意見では、「調査、予測及び評価に係る手法の選定に当たり、人と自然とのふれ合いの活動の場に対する影響と併せて、地域住民、国定公園の管理者及び利用者、関係する地方公共団体並びに専門家の意見を踏まえること。」とされているにもかかわらず、手法の選定にあたって、地域住民、国定公園の管理者（北広島町）、関係する地方公共団体（北広島町）並びに専門家（高原の自然館、西中国山地自然史研究会）への意見聴取等を行われていない。

(6) 人と自然とのふれ合いの活動の場に対する影響【評価：×】

事業計画の検討に当たっては、影響を回避又は極力低減することが明示されている。しかしながら、「景観に対する影響」の項において指摘された方法の検討手順が踏まられていない。